

## 西ドイツの議会制度

### ——連邦議会の選挙法改正——

佐藤 立夫

は し が き

最近、わが国の政界で政治改革の一環として西独の小選挙区・比例代表制の導入が喧伝されている。本稿では、この制度の現状および問題点を最近の資料に基づいて紹介したい。

西ドイツの選挙制度は比例代表にウエートを置く併用型なのに対し、第八次選挙制度審議会および自民党案は小選挙区を重視する並立型を提案し、これに対し野党側は西ドイツ方式の併用型に狙いを定めているようである。

### I 連邦議会の地位

連邦議会は、国民の代表機関であり、他のいかなる国家機関にも従属せず、その事務を規律し、いかなる指示にも拘束されるものではない。連邦議会は、議事規則により、自らその組織と手続を定める。この議事規則は、基本法および連邦法律の低位規範にして、基本法との合憲性につき憲法裁判所の審査を受ける。

連邦議会の独立性は、会議の秩序を維持するための議長の指揮権、議長によって行使される議事堂管理権、警察権および

び議長の許諾がなければ院内での捜査押収を受けることのない権利によって保証される(基本法四〇条一項)。

議長は連邦議會を代表し、その業務を総理する。議長は連邦議會の尊厳および権利を保持し、業務を促進し、議事を公正かつ公平に主宰し、議院の秩序を維持する(連邦議會規則七条)。

議長、副議長選挙については、議員の有効投票の過半数を得た者を当選とする。第一回投票で過半数を得た者がなくときは、第二回投票を行う。第二回投票で過半数の投票を得た者がなくときは、最多数の投票を得た二人の候補者につき決選投票を行い、得票数が同じであるときは議長の引くクジによって決定する(同一条)。

連邦議會は選挙後三〇日以内に議長によって召集される。任期四ヶ年、議長は議員の三分の一以上連邦大統領又は連邦首相の要求があるときは連邦議會を召集しなければならぬ(基本法三九条)。任期満了に伴う選挙は、任期満了前一ヶ月乃至三ヶ月の間に行われ、解散の場合は、解散後六〇日以内に行う。

## II 連邦議會の選挙制度

連邦議會の選挙制度は、一九八五年三月八日の連邦選挙法

改正により比例代表は、ドント方式 (d' Hondt) からニーマイヤー方式 (Prof. Niemeyer) へ改正された。ニーマイヤー方式は少数代表をさらに強めるものである。

### 1 議員定数

五一八名、選挙及び被選挙権ともに十八才、任期四年、

小選挙区選出議員 二五九名

比例代表選出議員 二五九名

ただしベルリン選出議員二名を除く四九六名のうち、小選挙区より二四八名、比例代表選挙により二四八名選出される(連邦選挙法一条)。

ベルリン選出議員二名は、市民による直接選挙ではなく、ベルリン市議會が選出し、実質問題について議決権を有しない。当時ベルリンは米、英、仏三国の共同管理下であり、この連合三国は、西独基本法を許可するにあたり、ベルリンは、連邦により統治されないが連邦議會および連邦参議院にたいし表決権を有しない議員を参加させることを認める旨の書簡を提出した(二九四五、五、一二付の米、英、仏連合国軍政長官発アテナウアー宛書簡)。この書簡をうけて連邦議會へのベルリン選出議員は、他の州(ラント)におけるように有権者による直接選挙によるのではなく、ベルリン市議會のうちから二名の議員が連邦議會議員として選出されることとなった

(同五三条二項)。

## 2 選挙制度

西ドイツの選挙制度において特徴的なことは、選挙区画定委員会の設置である。これによって議員定数と選挙区の人口のアンバランスを絶えず調整している。

連邦議会の選挙区画定委員会は、大統領の任命する七名の委員から構成される。即ち連邦統計局長官、連邦行政裁判所判事およびその他五名の学識経験者。委員は選挙人口の変動に關し、連邦議会召集から一年から三年以内に連邦政府に対し選挙区割の変更に關する提案を含む報告書を提出する。連邦政府は、この報告書を遅滞なく連邦議会へ送付し、官報に公示する。連邦政府から連邦議会への送付は形式的なもので、連邦議会に対して選挙区画定委員会に対応して改正法律案の作成を義務づけるものではない。

選挙区画定の原則は、(1)すべての選挙区は、連絡ある全体を形成しなければならない。(2)選挙区の区割に關しては、地方団体の境界、即ち市および郡の境界は出来るかぎり維持されなければならない。(3)各選挙区の人口と全選挙区人口との偏差は三三一/3%より大きくなつてはならない。(同三条)

選挙制度の内容は次の通り

西ドイツの議会制度 (佐藤)

- (1) 小選挙区と比例代表の併用
  - (2) 有権者は、小選挙区選出議員選挙のため第一投票と州名簿投票のための第二投票の二票をもつ
  - (3) 投票用紙も小選挙区における立候補者名からなる第一投票欄と州別に政党推薦の候補者を順位を付して記した第二投票欄からなる
  - (4) 第一投票欄は黒、第二投票欄は青
  - (5) 政党名簿記載順位は、前回選挙結果順
- ### 3 小選挙区による選挙
- (1) 各小選挙区から一名選出
  - (2) 各小選挙区の第一投票の最高得点者が当選人
  - (3) 一つの小選挙区において最高点が二名以上出た場合、小選挙区管理委員会委員長がクジ引きで当選人を決定
  - (4) 小選挙区は全国で二四八、小選挙区選挙により二四八名の当選人確定
- ### 4 州名簿による選挙 (拘束名簿式比例代表)
- (1) 西独比例代表選挙は、各政党が州選挙管理委員会に提出する州名簿に対する投票の形式で行われる。
  - (2) 州名簿に対する第二投票は、ベルリンを除く全国で集計され、各政党の投票数に応じて各州に配分される。議席配分は最近ドント方式からニーマイヤー方式へ改正

された。

(3) 上記(2)により各政党に配分された議席は、さらに同政党の各州における得票数に応じて各州に配分される。この議席配分もニーマイヤー方式。これにより各政党が各州から何名の当選人を出すかを確定する。

(4) 上記(3)により各州に配分された議席数から同州の小選挙区選挙で当選した議員数を差し引いた議員数が各州からの当選人。

## 5 過剰投票

一政党のある州における小選挙区での当選人が、上記の方式により当該政党に配分された議席数を上回ることがありうる。この場合、小選挙区における当選人が取り消されることなく、議員数が定数の四九六名を上回ることになる。実例は一九五七年、一九六一年、一九八三年、一九八七年の選挙においてみられた。即ち小選挙区直接選挙(第一投票)による当選人の数が比例代表選挙(第二投票)により割り当てられた議席数より多い場合、右の全員が議席を獲得する。

## 6 阻止条項

ベルリンを除く全国で有効な第二投票の五%以上、もしくは第一投票で三議席以上を確保できなかった政党は、比例代表制による議席配分の対象とはならない。阻止条項は組閣を

容易にし、郡小政党の乱立を阻止したことは否定できないが、政党寡党政を招くとの批判なくもない。

ニーマイヤー方式による比例代表のモデル計算は次の通り

政党	投票数
A	18,500
B	12,900
C	1,900
D	3,600
計	36,900

(7) 各政党への議席配分

$$A \quad 18,500 \times 31 \div 36,900 = 15.542 = 15$$

$$B \quad 12,900 \times 31 \div 36,900 = 10.837 = 10 + 1$$

$$C \quad 1,900 \times 31 \div 36,900 = 1.569 = 1 + 1$$

$$D \quad 3,600 \times 31 \div 36,900 = 3.024 = 3$$

31

以上においてA党は過半数の票を取るが、議席で過半数を取るものではない。これは連邦議会の比例原則に違反する。ニーマイヤーの方式によれば、ボーダーラインの場

合、一党が当該州の第二投票の全体で過半数を獲得した場合には、余分一票を割り当てられることになる。故に最終の確定議員数は、次の通り。

- A  $15 + 1 = 16$
- B  $10 + 1 = 11$
- C  $1 = 1$
- D  $3 = 3$

31

(ロ) C D U (十六議席) の州別配分

得票総数

一八、五〇〇

A州

B州

C州

10,000

11,500

6,000

A  $10,000 \times \frac{16}{18,500} = 8.6486 \approx 9$

B  $11,500 \times \frac{11}{18,500} = 6.8648 \approx 7$

C  $6,000 \times \frac{1}{18,500} = 0.3243 \approx 0$

(ハ) 過剰代表の例

総議席 10

政党 A・B・C・D

政党	小選挙区当選者	総議席数の割当	比例選挙当選者	総当選者数
	(a)	(b)	(c)	(a+c)

西ドイツの議会制度 (佐藤)

計	非政党	D	C	B	A
五	—	二	—	—	—
10	—	—	二	三	四
七	—	—	—	二	四
二	—	二	—	—	—

(総議席数10を超える)

ドント方式による比例代表によるモデル計算は次の通りである。

- (1) A・B・C・Dの政党が第二投票により、それぞれ六〇〇票、四五〇〇票、三六〇〇票、二一〇〇票を獲得。
- (2) 総議席数一〇
- (3) 計算方法

- (イ) 先づ第一列に得票数の多い順に配列し、
- (ロ) 第二列目にそれぞれの数に一／二を、
- (ハ) 第三列目には一／三を

以下同様に第n列目に1/nを掛けた数を一覧表として作成。

- (二) 上記一覧表から数の多い順に、10まで番号を付す。

政党	A	B	C	D
----	---	---	---	---

第一投票での 得票数	除数	得票および順位			
		第一列	第二列	第三列	第四列
六〇〇〇	一〇〇	六〇〇〇(一)	四五〇〇(三)	三六〇〇(三)	二〇〇〇(六)
四五〇〇	一〇〇	四五〇〇(二)	三三〇〇(四)	二五〇〇(七)	一五〇〇(九)
三六〇〇	一〇〇	三六〇〇(三)	二五〇〇(五)	一五〇〇(八)	一〇〇〇(一〇)
二〇〇〇	一〇〇	二〇〇〇(四)	一五〇〇(六)	一〇〇〇(七)	七〇〇(一〇)

(4) 結果

A党	4議席	CDU	SPD	FDP
B党	3議席			
C党	2議席			
D党	1議席			
議員定数	20名			
州	A B C			
各政党への議席配分				
得票数	二四〇〇	三〇〇〇	六〇〇	
除数	得票	順位	得票	順位

一	一四〇〇	一	二〇〇〇	二	八〇〇	三
二	七〇〇	四	六〇〇	五	四〇〇	七
三	四六六	六	四〇〇	七	三六六	二
四	三五〇	九	三〇〇	一〇	二〇〇	五
五	二八〇	二	二〇〇	三	一六〇	〇
六	二三三	四	二〇〇	五	一三三	
七	二〇〇	五	一七一	六	一〇〇	
八	一七五	八	一七	七	一〇〇	

結果 CDU (8議席) の州別配分

A州	5議席	B州	1議席	C州	2議席
----	-----	----	-----	----	-----

結果 A州 5議席 B州 1議席 C州 2議席  
 ニーマイヤー方式はドント方式と異なり、少数代表の線を、より強くうち出している。両者を比較すると次の通り。

議席数 三

得票総数 八六〇〇〇

政党 A・B・C・D・E・F・G・H

八六〇〇〇÷二〇四七・六二

I II  
ニーマイヤー方式 トント方式

A	二四〇〇〇÷四〇七・六二	五	十一	六	七
B	二〇〇〇〇÷四〇七・六二	四	十一	五	五
C	一六〇〇〇÷四〇七・六二	三	十一	四	四
D	九〇〇〇〇÷四〇七・六二	二	二	二	二
E	七〇〇〇〇÷四〇七・六二	一	一	一	一
F	四〇〇〇〇÷四〇七・六二	一	一	一	一
G	三〇〇〇〇÷四〇七・六二	一	一	一	一
H	三〇〇〇〇÷四〇七・六二	一	一	一	一
計	八六〇〇〇	二	二	二	二

上記Iでは二一議席のうち、一六議席が配分され、IIでは残りの五議席はコンマ以下の数値の多い政党に配分される。一七議席はC、一八議席はB、一九議席はA、二〇議席はG、二一議席はHというように。少数政党、特に最小数政党GとHは厚遇されている。ドント方式におけるよりも最大多数党

西ドイツの議会制度 (佐藤)

が低く取り扱われている。ここでも不公平が生ずる。G+HはEより九〇〇〇票少ないにもかかわらず各一議席獲得し、併せて二議席をとる。より強いEは一議席のみだ。DとEはCに対して少数政党であるが、両者を併せてCと同じ得票数をもつがCに対して一議席少ない。

このように比例代表においても完全に公平な選挙方法はあり得ないことを示している。

以上見てきたように、連邦議会の選挙は、ベルリン選出議員を除く四九六名のうち、半数の二四八名は、小選挙区直接選挙、残り半数はニーマイヤー比例代表方式により選出される。有権者は各々二票を持ち、第一票は自分の属する選挙区の立候補者(政党により推薦をうけるもの、あるいは当該選挙区の一定数二〇〇名以上の有権者の署名をうけた者に投票し(小選挙区直接選挙)、第二票は、州別に政党推薦の候補者を順位を付して記した州名簿を提出した政党に投票する(比例代表制)。

かくて当選者は、(1)小選挙区直接選挙(第一投票)により当該選挙区(二四八名)における最高得票者と(2)ニーマイヤー方式により連邦議会議席総数が各党に割り当てられた議席数から、その党の小選挙区当選者(第一投票)数を差し引いた数が各党の比例代表選挙により獲得した議席数となる。なお今

次の選挙法改正により外国在住の有権者にも選挙権が与えられた。

### 7 比例代表選挙における名簿の決定基準

西独連邦議会の選挙制度は、小選挙区制と比例代表制の併用型である。しかし各政党の議席を最後に決定するのが各政党の州名簿に投票する第二投票であるため基本的には比例代表選挙といえる。なお名簿は州名簿のみが存在し、国レベルの名簿は存在しない。

一九八三年連邦議会選挙では、コール首相がラインラント・プファルツ州のCDU(キリスト教民主同盟)州名簿一位、ブランドSPD(社会民主党)党首がノルトライン・ヴェストファーレン州SPD名簿一位、シュミット前首相がハンブルグでの州名簿一位、ゲンシャーFDP(自由民主党)党首兼外相がノルトライン・ヴェストファーレン州の名簿一位等と各党の州名簿の第一位には各党の領袖が並んでいる。各政党の州名簿は選挙戦の顔であり、知名度、実力識見、人気等において党を代表する政治家が高順位に掲載されるのを例とする。

コール首相はラインラント・プファルツ州のCDU州名簿一位にあると同時に、同州の小選挙区でも立候補していた。小選挙区ではSPDの候補に1%の僅差で破れたものの比例

代表選挙により当選した。このように西独では小選挙区と名簿との二重立候補を認めており、小選挙区で落選しても名簿で当選する仕組みになっている。そのため二重立候補が選挙戦術として活用されており、重点選挙区に党を代表する政治家を立て、党の選挙運動を盛り上げることににより票の拡大を狙うという有様である。名簿順位の決定については、州の党指導部が名簿順位の原案を作成し、州の党大会での同意を得て州名簿と順位が決定される。名簿作成作業は難しいといわれ、多くは前回の名簿を基礎として作られる。一九七六年と一九八〇年の名簿を比べてみると、前回の二四八名の名簿による当選者のうち、一九六名が再び名簿に掲載され、一四六名が当選した。そのうち七六名が前回の名簿順位より上位、二九名が同じ順位に、一六名が一位下位、残りの二五名が下位に掲載されている。

名簿順位の決定基準として、一般的に指摘できる要因としては、先づ当選確実の上位には、学識経験による知名度、人気、支持母体や党内で異論の少ない有力者が充てられる。次いで党内における威信、選挙民への影響力、抜群の調整能力をもつ党内の指導的政治家がおかれ、個別政策の専門家やその下に有力新人がおかれるのが通例である。名簿立候補の数は極めて多く、前前回の選挙ではCDU/CSUが四五〇名、

SPDが四四七名、FDPが三一八名、緑の党が二〇四名であったが名簿掲載洩れという不満は少ない。政党の立場からいえば当落の問題を無視すれば、名簿はどれほど長くてもよいことになり、将来の議員候補、議員予備軍を育てるという考慮から、かかる新人を名簿下位に掲載するということになる。このほか専門家グループの代表として、経済専門家、プロテスタント、女性グループがあげられるが、各党党首は先づ間違ひなく第一位におかれる。第一候補に誰をおくかの決定に関しては、州レベルでの発言力は強く、連邦レベルでの発言力は弱い。

#### 8 西ドイツ政党の支持基盤

CDU/CSUとSPDの支持基盤を比べてみると、支持基盤を分けるメルクマールとして、通常(1)階層(2)宗派を指摘しうる。組織労働者については、SPD支持率が高い。CDU/CSUの支持基盤は自営業、農民、サラリーマン、公務員であり、また宗派はカトリックが多く、地域的には北に少なく、南に多い。SPDは労働者、農民、サラリーマン、公務員である。宗派的色彩は、CDU/CSU程に強くはないが、概ねプロテスタント、地域的には北の地域が強い。

FDPは各階層、何れの宗派にも支持者があり、この意味で明確な支持基盤を指摘することはむづかしいが、政治的に

関心の高い高学歴層に同党の支持率が強いわれ、政治情況により支持政党を変えることが多い。緑の党(Grüne)は大學生や四〇才以下の年齢層から支持を受け、また環境問題、反核運動に関心を示す層も同党に投票することが多い。

CDU/CSUとFDPの支持層の間には、階層、職業、所得水準、宗派等による明瞭な相違をみることは困難である。沿革的にFDPは財界人、自営業主、知識人を支持母体としており、有産階級の利益を代表していたといわれたが、今日ではCDU/CSU支持層と実質的に重複している場合が多い。またCDU/CSUがキリスト教(特にカトリック)的色彩を有していることに反発する保守党支持者がFDPを支持している傾向が見られる。

現在西独の政党政治は、他のヨーロッパ諸国と同様、徐々に変化しつつあり、従来の政党地図も修正を迫られようとしている。このことはCDU/CSUとSPDという二大政党についても例外ではなく、両政党の支持基盤も均質化の方向にあり、政党としても、一つの階層や宗派にのみ目を向けることはできなくなっている。

近年森林の枯死や原発問題等の環境問題に対する関心が強まり、環境問題を争点とする市民運動や政党が大きな力を持つようになった。それが「緑の党」の連邦議会への躍進とな

つて現われた。特に「意見投票」といわれる選挙争点を判断して、選挙毎に政党支持を変えざる層が多くなってきたことは、固定票の目減りと逆に「変動票」が増大する傾向にあり、選挙戦術、選挙予測を難しくしている。この傾向が一九八七年一月二五日に行われた連邦議会選挙に明瞭に現われた。

小選挙区制と比例代表制の組み合わせによる選挙制度で例外的に生じる過剰議席がキ同盟に一つ与えられ（前回は社民党に二つ）、総議席数は、四九七（前回は四九八）となった。キ同盟の得票は一九四九年の第一回選挙に次いで低迷、この原因は八四・四％（前回は八九％）という低い投票率に加えて政府の右傾化を嫌う浮動票が自民党へ流れたことがあげられる。前回連邦議会に進出した「緑の党」が議院政党としての地位を獲得した最大の理由の一つは、昨年起きたソ連のチェルノブイリ原発事故が同党に有利に作用したことを看過することではできない。

コール首相が、キ同盟が大きく後退した理由として、投票率の低さ、連立与党内の軋轢をあげた。得票率の低さの原因の一つとしてキ同盟の勝利確実の前評判が一部支持者を投票所に運ばせなかったことにある。野党側のSPDと「緑の党」が明暗を分けたのは、反核や環境保護に対する姿勢の相違からともいえる。政権奪回へ向けての政策に現実性を持たせよ

うとするSPDの主張が中途半端なのに対し、「緑の党」が明快な姿勢で学生や婦人層からの支持をふやした。

### III 連邦参議院の地位

基本法五〇条により参議院は、連邦立法および行政に協力する。さらに連邦監督および連邦強制が基本法に規定されているように統治作用にも関与する。この点につき基本法は次のように定める。州が固有事務および委任事務として連邦法律を執行する場合、その官庁の組織および手続きは州が定めるが、この際、州政府は一般行政規則を発することができる。この一般行政規則を発するには参議院の同意を必要とする（基本法八四条二項、八五条二項）。また連邦政府は連邦法律を執行するに当たり州に違法があつたことを参議院に申し立てるとき参議院はこれを決定する。決定に対しては連邦憲法裁判所に出訴することができる（八四条四項）。州が連邦により課せられた任務を履行しないとき連邦政府が履行を強制しようとするには参議院の同意が必要である（三七条）。

参議院の権限と構造は、参議院の任務、即ち統制し、修正し、かつ調整する協力権におかれる。今日の参議院はワイマール憲法下のライヒ参議院より強力な権限を与えられている。例えば法律の中で参議院の同意を要する政治関係、租税

關係立法について停止的拒否権をもつ。ワイマール憲法時代は参議院の法律案につき異議権しか認められなかったことに比べて大きな相違である。

参議院議員は指示を受ける代表であり、連邦議会議員と異なり、委任と指示に拘束される。したがって参議院の決議は連邦議会と異なり州政府の協力で行われる。この点、立法および執行につき連邦議会および連邦政府と異なる要素が作用する。このような要因には地域的特殊性という連邦主義的要素があげられる。

議長は参議院の業務において連邦共和国を代表し、参議院官吏に対して最高官庁である（参院規則六条）。議長は会議を主宰する。議長および副議長ともに会議を主宰できないときは、最年長の州政府の首相が主宰する。議長は秩序保持権をもつ（二〇条、二二条）。

参議院は議長によつて召集される。議長は少なくとも二つの州の代表者又は連邦政府の要求があるときは、これを召集しなければならない。議事は原則として公開とする。表決は少なくとも過半数をもつて議決する（基本法五二条）

議長任期は一年、各州の首相は輪番制で就任する。連邦参議院の業務年度は、毎年十一月一日に始まり、翌年一〇月三十一日に終るものとする（三条）。

#### IV 連邦参議院の選挙制度

連邦参議院は、アメリカやスイスの上院のように選挙された議員ではなく、各州政府によつて任命された州政府の閣僚によつて構成される（基本法五一条）。各州政府は、人口数に応じて定められた定数と同数の議員を、その閣僚の中から任命する。また各州政府は、議員に任命した閣僚以外の閣僚の中から定数以内の代理を任命する、本会議には正議員か代理の何れかが出席すればよい。

参議院議員に任期はない。州政府は議長に通告することにより、何時でも議員を交代させることはできる。

各州は二〇〇万までは三票、二〇〇万以上の人口を有する州は四票、六〇〇万以上の人口を有する州は五票の表決権をもつ。州はこの表決権数と同数の議員を選出する。定数四一名。

各州の表決権数は次の通り。

バーデン・ヴュルテンベルク	五票（五名）
バイエルン	五票（五名）
プレーメン	三票（三名）
ハンブルグ	三票（三名）
ヘッセン	四票（四名）

ニーダー・ザクセン 五票(五名)

ノルトライン・ヴェストファーレン 五票(五名)

ラインラント・プファルツ 四票(四名)

ザールラント 三票(三名)

シュレスウイツヒ・ホルシュタイン 四票(四名)

ペルリンは四名の代表を選び、発言することはできるが表決権なし。

以上は本会議における表決権であつて、委員会では州はそれぞれ一票の表決権を有し、したがつて各州は各一名ずつの委員を出す。各州は完全に平等。

参議院は、連邦構成を重視し、小州の存在意識を高めていゝる。参議院における各州の票数は、厳格には人口数に比例しておらず連邦国家における個別国家の平等性という原理から基本法五一条一項により相対的に小さい州に有利に定められている。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレンは全人口の二八%を占めているのに五票、ブレーメンは一%しかないのに三票の表決権を持つ。これは参議院では政党連邦国家(Parteibundesstaat)の原則が支配しているからである。

## V 会派と委員会

### 1 会派

連邦議会は、小規模の予備審査なしには、その任務を遂行することはできない。また、政治的意思形成は民主主義の内部において各種の収集、選別、組織化を必要とする。これに当たるのが議会の会派と委員会である。同一政党の構成員でない議員又は連邦議會議員の五%に達しない政党の議員による会派の結成も可能であるが、それには連邦議会の同意を必要とする。

会派資格を有することと会派の勢力は、長老評議会(議長会)と委員会の構成並びに委員長の名にとつて重要な役割を果たす。何故ならこれらの指名は、各会派の所属議員数に比例して行われるからである(連邦議會議事規則一二一条)。連邦議會議員は、会派によつて政治的グループに分けられる。会派の目的は共通の政策を有し、どの州においても相互に競争関係のない政党に所属する議員で組織される団体にして、連邦議會議員の五%以上を有するものをいう(一〇条)。

### 2 委員会

議会のように多数の議員から成る会議制機関では、その審議を効率的に運営するためには本会議に先立ち、あらかじめ小数の議員から成る委員会ですべて予備審査を行い、次の段階で、これを本会議に付議することが議事能率発揮のうえから望ましい。委員会は専門的事前審議および議会による統制という

任務を持つ。基本法は、この点に若干の規定を設けているにすぎず、すべては両院議事規則（連邦議会議事規則第七章、参院規則一一條、一二條）に譲っている。

議會活動にとって委員会の重要性が最近強まっている理由は、今日の議會の任務の専門化と複雑化のため、議會活動は専門家の審査に基づいてのみ適正に処理されるからである。したがってその活動は少数の専門家議員の仕事となる。この限りで議會の役割は、それに十分な数の専門家議員の存在を必要とする。これら議員こそ連邦政府や参院の専門家から独立して連邦議會独自の判断および自主的決定を行うことができる。

(1) 連邦議會の調査委員会については、基本法四四條および四五條 a（防衛委員会）並びに連邦議會議事規則五六條に規定されているのみで、基本法四四條を実施する法律は未だ制定されていない。現在連邦議會に提出されている調査委員会に関する基本法改正案および新法律案は、一九七六年の憲法改正準備調査会の勧告に基づくものである。

基本法四五條 a によれば、(1) 連邦議會は、外務委員会および防衛委員会を設置する。(2) 防衛委員会は、調査委員会の権利を持つ。その委員の四分一の要求があるときは防衛委員会は、ある事項を調査の対象とする義務を負う。(3) 第四四條一

項は防衛の領域には適用しない。西独では基本法四四條の実施に関する法律は未だ制定されていない。現在連邦議會議事規則中に調査委員会に関する特別の規定はなく、防衛委員会については一一三條乃至一一五條の定めがあるに過ぎない。

(2) 防衛委員会は一九五六年三月一九日基本法四五條 b の補充のための法律に基づき設置されたもので、基本権保護のためおよび議會による軍の統制を行う場合の連邦議會の補助機関である。任期五年。委員会は委員の四分の一の要求があるときは召集しなければならない（四五條 b）このため連邦議會の防衛受託者が任命される。本制度は西独の再軍備に際し、従前の軍国主義に対する反省から軍隊に対する統制を強化するため防衛委員会とともに憲法上設置された機関であり、防衛受託者は連邦議會又は防衛委員会の指示に基づき行動するが、軍人の基本権の侵害を思わせる事情が判明した時は裁量により活動する。

防衛受託者の任務は、情報取得権、情報要求権および書類閲覧権、部隊訪問権、刑事裁判および懲戒手続きへ立会う権利および勧告権を持つ。防衛受託者は陳情処理機関でもある。その身分は連邦大臣の地位に相似し、公法上の職務関係に立つが官吏ではない。防衛受託者は自己の事務所および予算を有し、独立的機関である。解任は選任と同様、連邦議會議員

の過半数をもってするが、解任理由は法定されていない。選挙は秘密投票で行う。防衛受託者の報告は、議事日程に記載して議長は会派又は連邦議会議員の5%の要求がある時は防衛委員会に付託することができる。防衛委員会は報告を連邦議会に提出しなければならない。一会派又は連邦議会議員の5%の要求にもとづき連邦機会の会議へ防衛受託者の召喚を要求することができる。

(3) 両議院の議案の予備審査のため常任委員会を置く。特定の案件のため特別委員会を設置することができる。(連邦議会規則五四条、参院規則二一条)。

連邦議会の委員会構成は、各会派の所属議員数に比例して決定する。委員会は付託された議案およびこれと直接実質的関連のある問題につき一定の議決を連邦議会に勧告する義務を負う。このほか所管事項を審査する。議案が委員会付託後一〇週間経過した後、会派又は議院の5%の要求があるときは審査状況について委員長又は報告者により連邦議会に対し委員会報告を求めることができる(連邦議会規則六一一条)。

連邦参議院にも常任委員会を置く。このほか特別の案件のため特別委員会を置くことができる。各州は各常任委員会において参院議員一人又は州政府の他の閣僚若しくは政府委員一人によって代表権を行使する。各州政府は委員の任免を文

書で議長に通告する(参院規則二一条)。

参議院の常任委員会の委員は必ずしも議員として任命されることを要しない。各州は委員会において夫々一票の表決権を持つから通常その委員会が所管する事項に対応する各州の所管大臣が委員となっている。つまり法務委員会であれば、したがって参院の委員会は各州の所管大臣会議の観を呈する。

連邦議会の常任委員長、副委員長は長老評議会と委員会の合意の上で決定する(連邦議会規則五八条。参院の常任委員長、副委員長は一年の任期をもって委員の中から選任する。委員長の場合は委員会の意思を聴取する(参院規則二二条)。

連邦議会の常任委員会は次の通り。

- (1) 選挙審査、免責、議事規則、(2) 請願、(3) 外務、(4) 内務、(5) スポーツ、(6) 法務、(7) 財政、(8) 予算、(9) 経済、(10) 食糧、農林、(11) 労働、社会、(12) 防衛、(13) 青年、家庭、衛生、(14) 運輸、(15) 郵政、通信、(16) 国土、建設、都市計画、(17) ドイツ国内関係、(18) 研究、技術、(19) 教育、科学、(20) 経済協力、(21) 環境、自然保護、原子炉、

参院の常任委員会は次の通り。

- (1) 農業、(2) 社会政策、労働、(3) 外務、(4) ヨーロッパ共同体、(5) 財政、(6) ドイツ国内関係、(7) 内務、(8) 青年、家庭、衛生、

(9)文化、(10)法務、(11)郵政、運輸、(12)防衛、(13)経済、(14)環境、自然保護、原子炉、

(3)、(6)、(12)の常任委員会では州首相が委員となっているが、その他の委員会では、その都度専門的に権限のある閣僚が委員となっている。

## VI 立法手続

### 1 法律案

法律案は連邦政府、連邦議会議員又は連邦参院により連邦議院に提出される(基本法七六条一項)。実際には法律案の大部分は政府法律案である。第八立法期における提出件数は政府六五・二%、連邦議院二四・五%、参院一〇・二%、成立件数は政府八〇%、連邦議院一一%、参院九%である。

西独議会で注目すべきは、政府提出法律案は先づ参院に提出されることである。即ち政府提出法律案が連邦議院に提出される前に参院に提出され、その意見を求められる。参院に提出された法律案に対し、参院は六週間以内に意見をもとづいて、その法案を書き改めるか又は政府の意見を添付して連邦議院に送付する。連邦政府が特に緊急を明示する法律案については、参院の意見が到達しなくとも三週間後に連邦議院に

提出することができる。参院の意見が到達したときは速やかに連邦議院に送付しなければならない(基本法七六条一項二項)。連邦議院提出法律案は党派又は連邦議会議員の五%の署名を必要とする(連邦議院規則七六条)。法律案の提案には簡明な説明書を添付する。参院の意見表明は法的拘束力を持つものではないが、政府に対し法律案の修正という形で表れる可能性を与える点で重要な意味を持つ。参院は法律案に対して否定的見解を表明するときは、その意見を付して連邦議院に送付する。これを踏まえて連邦議院は審議の際、参院の意見表明を考慮に容れ参院の異議権又は同意の拒否を回避することができる。政府提出法律案の作成過程をみると、起草、修正、諮問、審議の四段階を経ることを通例とする。

第一に、法律案提出の各省は、その提出理由を明示し、原案の作成に当たる。

第二に、法律案執行の州政府の官吏は、施行上の問題点につき意見を求められる。

第三に、法律案に利害関係のある各省の委員会がその調整に当たる。

第四に、基本法第六五条に基づき一般政綱の方針に決定権を持つ首相が首相府を通じて法律案が提出されるまでの状況を監視する。

連邦各省通則によれば政治的に重要な法律案が起草されたとき、その法律案を起草する者は、首相府にこれを通告し、また収入支出を伴うすべての法律案は大蔵省と協議し、合憲性と案文形式につき内務省、法務省その他の関係各省と協議する。州と利害関係を持つ法律案の起草は、その管轄州の各省に提示され、その際専門家グループの代表も協議に加わる。

連邦政府職務規則によれば、大蔵大臣は財政上重要な問題につき、法務大臣及び内務大臣は法律案の合憲性につき異議の申立てができる。異議を申立てられたときは、閣議を開き連邦政府全閣僚の絶対多数及び首相の同意を得て、これを覆えすことができる。この際には連邦政府の重要閣僚の承認を得ることが特に重要である。連邦政府内部において、その法律案に反対する勢力が強い場合、連邦政府による法律案の提出が遅れるだけでなく、政府部内における意思の不統一によって連邦議会の審議にも支障を生ずることになる。そこで不満を持つ者に焚きつけられた議員連は、多数の連邦政府の閣僚が、その法律案を支持する場合でさえ、その争いを蒸し返すことになりかねない。政府各省間の意思の不統一をさらすことは立法過程における最も有効な武器を連邦議会に提供することになる。連立内閣に頼らざるを得ない今日の西ドイツの政界の状況では、このような可能性は常に見られるとこ

ろである。これらの過程を通じて政府官僚の法律案作成過程における支配が決定的役割を果たしてきた。

参院提出法律案は少ない。州政府が多くの連邦法律を施行しているが、州の立法は連邦政府の発案よりも政府提出法律案を参院が修正するという形で効率的に処理している。参院が実際に提案権を行使するのは葡萄酒醸造規則に関するような一地方に限られる問題に限定されている。州政府が第一党たる政党が連邦政府と異なる見解をとっているときに限って連邦の問題につき法律案の提出することになる。

参院が連邦政府の反対する政府提出法律案の代案を提出することは殆どない。基本法では連邦政府の法律案は先づ連邦参院に提出され、その意見を求めることになっているからである。また連邦参院は連邦政府法律案が連邦議会を通過した後、再議に付し停止的又は絶対的拒否権を行使することができる。

法律案は連邦議会に提出後、第一、第二、第三読会の審議を経て成立する。第一読会では議長会の提案に基づき、その趣旨説明がなされ、第二読会では第一読会終了後二日目に開会し、逐条審議に入る。第二読会では法律案の二以上の部会又はすべての部会を一括して表決に付することができる。条約およびこれと類似の協定は全体について表決する。条約に対

する修正権は許されない。法律案の審議は三読会制であるのに対し、条約の審議は原則として二読会制である。

第三読会では第二読会で修正動議が可決されなかつた場合には二日目に開会する。第三読会の修正動議は一五名の賛成を必要とする。第三読会終了後、法律案について最後の表決が行われる。連邦議会により可決された法律案は参院に送付される。参院が法律案に同意して両院協議会の召集を要求しないときは法律は確定成立する。委員会は無修正で法律案を通すことは稀である。

基本法五〇条の定める立法手続上の参院の立法および行政の協力権の關係で連邦議会で議決された法律案は参院に送付される。この場合法律案の提出が連邦議會議員であると連邦政府であるとを問わない。もし法律案が連邦議會議員の發議であるときは、参院を始めて通過することになるが参院および政府提出法律案のときは再度通過することになる。何れの場合でも参院が連邦議会によつて議決された法律案に対して賛成する場合は法律として成立する。参院で法律案の議決に至らず又は修正を与えるときは二週間以内に両院協議会の召集を求めることができる。

両院協議会は、第二次大戦後設置された最も有意義な制度とされている。両院協議会は憲法上の常設機関で基本法七七

条二項）、政治的性格を持つ委員会である。学識者の會議ではなく政治的打解の道を探ることを任務とする。両院協議会の結論は必ずしも客觀的に優れた案である必要はなく両院が呑める解決案であることが大切である。両院協議会は各州から一名宛選ばれる参院議員一名および各党間に比例して配分される連邦議會議員一名から成る。そのほか同数の代理が選ばれる。両院協議会は連邦政府、連邦議會、連邦参院の何れからでも召集できるが、参院の要求に基づいて召集されることが圧倒的に多い（九〇％）。この点、連邦参院の多数派が連邦議會の多数派と一致しない現状において、この制度の重要性が指摘される所以である。

両院協議会発足後六年間の活動状況を見ると、同協議会は全立法の三分の一に当たる法律案に対して参院の修正案を支持する勧告をしている。その他多くの場合において両院の中間の見解に基づく成案を採択し、連邦議會の成案を支持することは稀である。その最大の理由は参院選出の委員は州の同僚であり、その専門的經驗的学識が同協議会において重みを持つからである。會議は原則として非公開、連邦政府の關係は會議に出席することはできる。

西独の法律には次の三種があることは特徴的である。

(a) 連邦議會および連邦参院の三分二の同意を要する基本

## 法改正法律

## (b) 参院の同意を要する法律

同意法律とは、州の区域変更に関する法律、連邦の政治關係を規律する法律又は連邦の立法事項を定める条約關係法律、租税、財政等重要な法律を含む。これに対し参院は停止の拒否権を持つ。ワイマール憲法時代には参院が法律案に対し異議権しか認められなかったのに比べ、この点参院の権限は強化されたわけである。同意法律は全法律の六割を占める。

## (c) 参院が異議を申立てることのできる法律

参院が連邦議会の議決した法律に対し二週間以内に異議を申立てることができる。異議は参院の多数をもって議決されるときは連邦議会議員の過半数をもって却下することができる。但し参院が少なくとも、その表決の三分の二の多数をもって異議を議決したときは連邦議会がこれを却下するには同じく三分の二の多数、少なくとも連邦議会議員の定足数の過半数を必要とする（基本法七七条三項、四項）。

## 2 予算案

連邦予算については、基本法一一〇条が「連邦の総収入および総支出は各会計年度ごとに見積られ、かつ予算に編成しなければならぬ」と定め、「予算は会計年度開始前に法律によって確定する」と定めている。この規定により各省の予算

見積書が作成され、次いで連邦大蔵大臣による見積書の審査が行われる。先づ各省大臣は、所管事項につき翌年度の予算編成の基礎資料、歳入歳出見積書を作成し、これを所定の期日までに大蔵大臣に提出する。この歳入歳出見積書について、大蔵大臣は各官庁の要求を審査し、必要な変更を行い、自ら作成した予算見積書を、これに添付して連邦予算案を作成する。必要とする理由がないと認める経費の要求については閣僚官庁と協議し、これを変更し、又は削除する。但し關係各省大臣は当該事項が基本的乃至重要な事項にかかわるときは予算確定前にその経費の予算編入につき政府の決定を求めることはできる。政府が大蔵大臣の意見に反して当該経費の予算編入を議決したときは、大蔵大臣は拒否権を行使することはできる。この場合各省大臣の過半数をもって可決され、首相がこれに同意したときは当該経費は予算案に編入される。なお大蔵大臣が独立機関の経費要求を修正する場合には、その都度内閣に、その旨を明示しなければならない。独立機関の長が大蔵大臣の修正に同意しないとき独立機関の要求に基づいて作成された個別予算案を本予算に添付する。以上の手続きを経て大蔵大臣の編成した予算案は閣議の決定を経て確定する。

予算法案、予算案は会計年度の開始前、連邦政府により、

連邦議會と連邦参院に同時に提出される。第一讀会では大蔵大臣が予算法案、予算案と併せて当面の經濟動向、財政運営の現状と見通しについて報告し、一般討論を行う。連邦予算は政府提出法律案として提出され、連邦議會又は連邦参院から提出されることはない。参院に提出された予算案について参院議長は、これを直ちに財政委員会に付託する。財政委員会は、州の蔵相および専門家から構成され、徹底的に審査を行う。予算案については、特に連邦と各州の予算配分の調整につき州の利益に対する配慮が問題となる。財政委員会では三週間の審議を経た後、参院は当該予算案に自己の意見を付して連邦政府および連邦大蔵大臣に送付する。

連邦政府は参院の議決に対し検討を加えた後、予算法案として連邦議會に送付する。

予算案の審議は、基本法の定める立法手続により三読会を経て審議される。第一読会では一般討論が行われ各省と折衝が持たれ、委員はそれぞれの部門で専門家である党の同僚と協議し意見を付して本會議に上程する。本會議に上程されると第二読会に入る。第二読会では予算委員長から審議の経過報告があり、これをめぐって本會議で討論が行われ逐条審議に入る。この場合、修正動議が提出されることもあれば再度予算委員会に回付されることもある。第二読会の討論表決が

終了すると第三読会が始まる。ここでは予算法案が最後の審議表決に付せられ確定する。予算法は同意を必要としない法律であるが、異議を申し立てられる法律に含まれる。したがって参院でかなりの修正を加えることができる。

予算の増額修正について、基本法第一二三条は、「連邦政府の提出した予算の支出を増額し又はあらたな支出を包含し、若しくは将来に向つてあらたな支出をもたらす連邦議會および連邦参院の議決は、連邦政府の同意を必要とする」と定め、これを認めている。増額修正については政府、特に連邦議會の党派との間に緊密な政治折衝が行われなければならない。

予算不成立の場合の措置として、基本法は第一一条でワイマール憲法第八五条第二項を継承し、予算の事前議決の原則を定め、予算不成立の場合には、次の事項につき必要な一切の支出をなす権限を持つ。

一、法律上存する施設を維持し、かつ法律上決定された措置を実施すること。

二、法律によつて生じた連邦の義務を遂行すること。

三、前年度の予算で全額の承認を得た範囲で、構築、調達およびその他の給付を継続し又はこれらの目的のために補助を行うこと。

なお特別の法律に基づく租税、公課およびその他の財源か

らの収入又は経営資金準備金が以上の支出に足りない限度で連邦政府は經濟の遂行を維持するに必要な資金を前年度予算の最終額の四分の一の額まで信用借りの方法で調整することができる。

### 3 予算關係議案と財政關係議案

西独議會では予算關係議案(連邦議會規則九五條)と財政關係議案(九六條)の取扱いを若干異にする。

予算關係議案とは予算法案、予算案、これらの案に対する修正案(追加予算案)、補正予算案並びに予算に関するその他の議案をいう。すべての予算關係議案は原則として予算委員會に付託される。

補正予算案、追加予算案は原則として第一讀會を経ないで議長に提出される。予算法案及び予算案の第二讀會は早くとも提出の六週間後、追加予算案又は補正予算案は早くとも三週間後に行うことができる。連邦参院の態度決定が基本法一一〇条三項の定める期間の経過以前に受理された場合は、この限りでない。補正予算案は同規則八一條、八二條の第二讀會に関する規定を準用し、参院の態度決定に基づき遅くとも次の連邦議會の會議週内に審議されなければならない。委員會は期間内に審査を終了しないとき補正予算案は、委員會の報告なしに次の連邦議會の議事日程に記載されなければならない

ない。

財政關係議案とは、その重要性又は金額の大きいため連邦又は州の財政に重大な影響を及ぼす法律案で予算關係議案以外のものをいう。議案の性質につき疑義のあるときは連邦議會が予算委員會の意見を聴いて決定する。財政關係議案が法律案を含む場合は第一讀會終了後、直接議長により予算委員會および所管の常任委員會に付託される。法律案が委員會で修正動議が可決されたことにより財政關係議案となつたときは委員會はその旨を議長に通知し、議長は委員會で議決された案文を予算委員會に付託し、付託に期限を付することができる。

財政關係議案は第一讀會終了後、予算委員會および所管の常任委員會に付託される。議員發議の財政關係議案については財政上の影響について説明書を添える。議長は政府に対し四週間以内に連邦及び州の財政に関する影響につき態度を表明する機会を与える。予算委員會の報告は政府の態度表明後、次の週又は四週間後に議事日程に記載されなければならない。

予算委員會は連邦の財政關係議案が当年度の予算および次年度以後の予算と両立するかどうかを審査する。予算委員會の審査でその議案が当会計年度の予算に影響をおよぼすとき

は、その報告において次年度以後の補填の可能性を明示しなければならぬ。

連邦政府がその議案に対し態度を表明したときは、その議案を連邦議会の議題とし、連邦議会は発議者の提案理由説明後その補填の可能性のみにつき議決する。連邦議会の可決した議員発議の補填案は予算委員会に付託され予算委員会は補填案(Deckungsvorschlag)に対し態度を決定し、当該財政議案を連邦議会に提出する。補填案が連邦議会に提出されたときは当該財政関係議案は廃案となる。州財政に影響を与える財政関係議案は、その報告書の中で、予算委員会の報告により連邦政府の閣僚又は代理が議案、主査委員会の議決又は補填案に対し疑義を提出したときは、その種類と範囲につき予算委員会に報告する。

連邦政府に対し議長は態度決定のための機会を与えなければならぬ。この場合には報告は政府の意見書の受理後又は四週間後に議事日程に記載する。連邦政府が態度を決定したときは予算委員会は連邦議会に対し政府の意見書に対する意見を明らかにしなければならない。

第二読会において基本的に重大若しくは著しい財政上の影響をもたらす修正が議決されたときは、第三読会は予算委員会の事前審査後二週間目に審査を行う。補填案を含む予算委

員会の報告は法律案に関する期間の制限なしに審議する。補填案を含まない報告は第二読会に定める期間を短縮も廃止もせず連邦議会では、議事規則八〇条二項に基づき議決することができる。

西独連邦議会で注目し値する議事運営機関として長老評議会II議長会II(Altersrat)がこれに当たることである。長老評議会は議長、副議長(四人)および各会派に比例して選ばれた二三人の議員で構成され、各会派代表には院内総務か委員長を歴任した長老議員が指名される。このほか連邦政府から閣僚一人が参加する。普通、連邦参議院担当大臣がこれに当たる。各会派代表には一人の議会担当議員が含まれる。会議を補佐するため事務総長も出席する(連邦議会規則六条)。

長老評議会は議決機関ではなく、調整機関であるから会派間の了解が得られないときは議長が決定し、本会議で議決する。連邦議会は会期制をとっていないから長老評議会は議事日程について会派間の調整を行い、年間の活動計画、開会、休会を決定する。このほか(1)重要法律案の審議、(2)連邦予算案の作成、(3)本会議でとり上げられる法律案、質問、動議について議会担当議員が各会派の幹部と協議し、議事日程を決める。また委員長、副委員長の割り当て、委員長、委員会の数を決定する。

参議院には議長・副議長会議 (Prasidium) を置く。議長・副議長会議は常任顧問団の審議の後、連邦参議院の予算案を作成する。議長は議長・副議長会議を召集し、会議を主宰する。各州から全権を委任された代表は常任顧問団を構成する。常任顧問団は通例週一回会議を開き、連邦参議院と連邦政府の連絡を維持するため協力する。連邦参議院および州所掌連邦大臣は、その業務につき常任顧問団の会議に参加し、その意見を述べることができる (参院規則八条、九条)。

## VII 内閣不信任決議

基本法は、連邦議会の連邦首相に対する不信任決議のみを定め、連邦大臣に対する不信任決議を定めていないが、実際には大臣に対して不信任決議ができる。この場合首相に対して大臣の罷免要求の動議が提出されている。不信任決議は連邦議会議員の四分の一又は連邦議会議員の四分の一を占める会派の署名を必要とする (連邦議会規則九七条)。

首相の信任動議が連邦議会議員の過半数の同意が得られなかったとき、大統領は首相の提議に基づき二二日以内に連邦議会を解散することができる (基本法六八条)。

## 附 論

一九八七年西ドイツ連邦議会の比例代表Ⅱ  
小選挙区制併用型の選挙結果

### 西ドイツの選挙制度

#### 1 制度

選挙制度 比例代表制と小選挙区制の併用型

議員数 連邦議会議員数は五一八

五一八のうち二二はベルリンからの選出議員、選挙区は二四八、残りは各政党の州候補者リストに従って選出、ベルリン選出議員はベルリン州議会の選挙の結果に基づきベルリン州議会で選出される。ベルリン選出議員は連邦議会本会議での議決権を有しない。

有権者は一八才以上、選挙時に二票を行使、第一票は小選挙区の候補者に、第二票は政党の州候補者リストに対して行う。

五%阻止条項 州候補者リストによって選出される議席は、ベルリンを除く全国で有効な第二票で五%以上獲得した政党が少なくとも三小選挙区で議席を獲得した政党にのみ配分される。

## 2 小選挙区制

当選 各小選挙区から一名の議員を選出

選挙区 小選挙区は全国で二五八（現行は二四八）

## 3 比例代表

比例代表選挙は各政党の「州候補者リスト」に対する投票によって行う。

「州候補者リスト」に対する第二票は、ベルリンを除く全国で集計、各政党の得票数に応じて議員定数四九六議席が配分、議席配分は一九八七年連邦議会選挙によりニューマイヤー方式による。

ニューマイヤー方式 先づ得票率五%以上の各党の得票数を合計し、これを総得票数とする。次に各党の得票数に総議席数(四九六)を掛け合わせ、それを総得票数で割る。この場合、端数(小数点以下)があるが、それは端数の大きい順に残った議席を割り当てる。即ち、

$$A \text{ 政党の議席数} = \frac{A \text{ 党の得票数} \times \text{総議席数} (496)}{5\% \text{ 以上の得票を得た政党の総得票数}}$$

西ドイツの議会制度 (佐藤)

(1) 五〇%を僅かに超えた政党は、議席配分の結果、半数以下の議席しか獲得できない場合がある。その場合には先づその政党に優先的に一議席が与えられ、その後に端数の処理を行う。

(2) 議席配分は州での得票に従って、州毎に配分され、州候補者リストの上位から議員が順次決定されていく。その時に小選挙区選出議員の数が、この比例選挙による配分より多い場合がある。その時は小選挙区選出議員数の方が優先し、その上回った部分を過剰代表議員という。

ニューマイヤー方式による議席配分の実際、一九八七年連邦議会選挙の例

$$\text{SPD (社会民主党)} \quad \frac{14025763 \times 496}{37354502} = 186, 236 \quad 186$$

$$\text{CDU (キリスト教民主同盟)} \quad \frac{13045745 \times 496}{37354502} = 173, 223 \quad 173$$

$$\text{CSU (キリスト教社会同盟)} \quad \frac{3715827 \times 496}{37354502} = 49, 339 \quad 49$$

$$\text{FDP (自由民主党)} \quad \frac{3440911 \times 496}{37354502} = 45, 689 \quad 45 + 1$$

$$\text{緑の党} \quad \frac{3126256 \times 496}{37354502} = 41, 511 \quad 41 + 1$$

先づ、小数点を切り捨てた数が各党の選出議員数になる。  
全議席四九六からこの総数を引くと、

$$496 - (186 + 173 + 49 + 45 + 41) = 496 - 494 = 2$$

残りの二議席を小数点が最も多い政党からFDPと「緑の党」が獲得。

次に、この選挙においては、CDUは、バーデン・ヴェルテンベルク州において「超過代表議員」を獲得している。

CDUを例にとると以下のように州の得票数に従って州単位で当選議員数が配分され、小選挙区選挙での当選者を差し引いた分について州候補者リストから当選者が決定する。

シュレヒヴィン・ヒホルシュタイン州	七五四六	九四九	九
ハンブルク	三八五七	五二五	五
ニーダー・ザクセン	一七〇一九九六七十一	三〇四七四五〇	二六・二三
ブレーメン	一三三七五	一・六四〇	一一
ノルトライン・ヴェストファーレン	四三三七九四	五七・七八六	一一
ヘッセン	一四三〇三	一九・四〇	一九
ラインラント・プファルツ	一一〇六三	一四・七六	一一
バーデン・ヴェルテンベルク	二六一九七	三〇・七三	一一
ザールラント	二九三九	三・九六	一一

計 一三〇四五五 一五・七三

バーデン・ヴェルテンブルク州でのCDUの小選挙区選挙の当選者は、三六。よって比例代表選挙選出議員数三五を一

議席上回っている。この一議席は「超過代表議員」となり当選者は一名増加。

最終議席数

比例代表選挙	小選挙区選挙	超過代表	ベルリン	合計
による配分数	による選出		選出議員	
SPD 一六	(七)		十七	一九
CDU 一七	(二四)	十一	十二	一八
CSU 〇	(四五)		〇	〇
FDP 〇			十二	四
緑の党 〇			十二	四
合計 四六	(四八)	十一	十三	五九